

# 令和6年度 神戸市KOBESニア元気ポイント活動補償保険のご案内

**ボランティア活動中のケガや、他人の物を壊した場合などの補償制度です。**

令和6年10月1日午前0時から令和7年9月30日午後12時に発生した事故が対象です。  
補償内容等が年度によって変わる場合がありますので、必ずご確認ください。

## 特徴

- 保険料は活動者の負担は不要です。神戸市が保険料を全額負担しています。
- 事前の登録・加入手続きは不要です。
- 事故発生時に手続きをしていただきます。

活動者の皆様がボランティア活動をする際に安心して活動を行えるように、**神戸市が保険料を負担し**、保険会社と契約をしています。

活動者には事故発生後に、日頃の具体的な活動内容や、事故の状況等の詳細を事務局がお伺いし、それに基づき神戸市と保険会社が審査を行い、**要件を満たしていることが確認できた場合に**保険金が支払われます。

## 対象

本制度の対象となる活動者は、65歳以上の神戸市在住の方で、K O B Eシニア元気ポイント制度に登録し、謝礼（交通費、活動中の食費や原材料費等の費用弁償費を除く）が兵庫県の最低賃金を下回る活動を行う方です。対象の活動は同制度に登録している施設及び神戸市が指定するイベントでの活動及びボランティア活動をする施設/イベント会場と自宅までの経路の往復途上です。（寄り道等は対象外となります。）

## 対象となるボランティア活動

対象となる施設には、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、通所介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、こども施設（認定こども園、保育園、児童館など）が含まれます。また、各種イベントに係わる会場や地域活動に係る場所も対象です。

1	話し相手・傾聴・散歩相手	6	利用者が利用する場所の簡易な清掃・消毒
2	お茶だし・配膳・下膳の補助	7	菜園等の手入れや水やり
3	施設内移動の補助	8	洗濯物の整理、寝具の環境整備
4	入浴後の補助（整髪、衣類整理等）	9	芸能等の披露（演奏、歌、演芸等）
5	レクリエーションの補助	10	神戸市が指定するイベントの運営補助・地域活動

# 対象外の活動



## 次の活動は対象になりません。(主な例)

- ① 利用者以外のもに関わる行為を含む、本来施設職員が行うべき行為
- ② 利用者送迎・身体介護・利用者が利用しない場所の清掃・洗車等
- ③ 活動者自身の親族・知人に対する活動
- ④ 活動受入施設の主催事業でないものに対する活動  
※施設内設備を使用して活動する他の団体への参加等

# 補償内容

## 1. 賠償責任補償の対象事故

賠償責任事故とは、活動中（活動を行う場所と居住地との往復経路を含む）に活動者の過失により、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊してしまったりなどした結果、被害者から損害賠償を求められ、**法律上の賠償責任を負った場合に**保険金が支払われます。保険金は、神戸市を經由せず、保険会社から直接指定された口座に支払われます。

区分	保険金額（限度額）	内容
身体賠償	1人につき1億円 1事故につき5億円	他人の身体に損害を与えた場合
財物賠償	1事故につき1,000万円	他人の財物に損害を与えた場合
保管者賠償	1事故につき500万円	他人からの預かり品や管理しているものを滅失・き損・汚損などにより被害を与えた場合

## 2. 傷害補償の対象事故

傷害事故とは、活動中（活動を行う場所と居住地との往復経路を含む。）に発生した**急激かつ偶然な外来の事故**で、活動者が死亡又は負傷した事故です。尚、熱中症（熱射病・日射病）及び細菌性食中毒も傷害補償の対象となります。

区分	保険金額（限度額）	内容
死亡補償	1人につき500万円	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に死亡した場合
後遺障害補償	1人につき500万円	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合
入院補償 通院補償	1日3,000円（180日限度） 1日2,000円（180日かつ90回限度）	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に入院。180日かつ90回通院した場合
手術補償	保険約款に定める額	入院保障が給付される場合に、その治療のため手術を受けた場合

### 用語解説

急激：原因または結果の発生を避け得ない程度に急迫した状態

偶然：原因または結果の発生が対象者にとって予知できない状態

外来：原因の発生が対象所の身体に内在するもの（持病等）ではないこと

# 対象外の事故

## 1. 賠償責任補償の対象外事故

- ① 次のいずれかに該当する事由によって生じた事故による損害
- ・保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人の故意
  - ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
  - ・核燃料物質（使用済み燃料を含みます）または核燃料物質に汚染された物（原子核分裂生成物を含みます）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
  - ・上記以外の放射線照射または放射能汚染
  - ・被保険者の心神喪失に起因する事故
  - ・被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する事故
  - ・航空機、自動車または銃器（空気銃を除きます）の所有、使用または管理に起因する事故
  - ・被保険者が故意または重大な過失により、法令に違反して製造、販売または提供した提供物に起因する事故
  - ・提供物またはボランティア活動の結果が、所期の効能、性能を発揮できなかったことに起因する事故
  - ・被保険者の職業上の業務の遂行に直接起因する事故
  - ・被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者による次のいずれかに該当する業務の遂行に起因する事故
    - ア. 人または動物に対する診療、治療、看護、疾病の予防、救急救命措置または死体の検案
    - イ. 医薬品または医療用具の調剤、調整、鑑定、授与または授与の指示
    - ウ. あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、理学療法士または作業療法士などの資格を有する職業人がその資格に基づいて行う施術
- ② 次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害
- ・被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
  - ・提供物の欠陥による提供物自体の損壊に基づく損害賠償責任

## 2. 傷害補償の対象外事故

1. 故意、重過失
2. 麻薬・あへん・大麻・覚せい剤・シンナー等の使用
3. 無資格運転中・酒酔運転中の事故
4. 他覚症状のない被補償者の感染
5. むちうち症または腰痛で他覚症状のないもの
6. 妊娠、出産、早産
7. 保険証券記載のいずれの保険金にも該当しない場合
8. 該当する補償規定がない場合
9. 該当する補償規定を保険会社が了知していない場合
10. 自殺行為、犯罪行為、闘争行為
11. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、これらに類似の事変または暴動
12. 核燃料物質、汚染物質の放射性、爆発性その他有害な特性、これら有害な特性による事故
13. 上記11～12に随伴した事故・秩序の混乱により生じた事故
14. 上記12以外の放射線照射・放射能汚染

# 事故が起こった際の手続き方法

## 1. (ケガをした場合) すぐ病院へ行く

ケガをした場合/させてしまった場合は、ケガの状態を把握し適切な治療を受けるために医師のいる病院へ行きます。

## 2. K O B E シニア元気ポイント事務局へ連絡する (事故発生日から30日以内)

活動者または活動している施設の担当者からK O B E シニア元気ポイント事務局 (以下、事務局) に電話等で連絡をしてください。事務局にて事故等の状況を改めてお伺いします。その他に提出が必要な書類があれば事務局から活動者へ個別にご連絡させていただきます。

事務局で事故報告書を作成し、保険会社へ事故報告書を提出します。

## 3. 保険会社に保険金の請求書を提出する

保険が適応される場合、事務局から活動者/ケガ等を負った方に対し保険金の請求書を郵送します。郵送されてきた書類の内容を確認して必要事項を記入し、保険会社へ返送してください。

# お問合せ・申請先

## K O B E シニア元気ポイント事務局

〒650-0021 神戸市中央区三宮町1-9-1  
センタープラザ10階1007

メール : desk@kobepoint.jp

電話 : 0 7 8 - 3 3 5 - 6 5 4 3

[受付時間]

平日 9 : 00 ~ 17 : 00

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く